

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 12 年自治省令第 20 号)、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 5 年自治省令第 1 号)等の一部改正に伴い、過疎地域における課税免除の対象となる特別償却設備の内容を見直すとともに、過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和 41 年滋賀県条例第 14 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 過疎地域における課税免除について、次のとおり改正することとします。

ア 対象となる事業について、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加すること。(第 2 条および第 3 条関係)

イ 過疎地域における課税免除の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長すること。(第 3 条関係)

(2) 離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとします。(第 4 条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとします。

イ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県 課税免除の概要

区分	区 域	期 間	対象事業	対象税目	課税免除の内容	課税免除の要件
	過 疎 地 域 (厚岸市のうち旧余部区域、 高島市のうち旧杵木村区域)	昭和45年5月1日 ～ 延長 平成31年3月31日 平成29年3月31日	製造業 H29除外 情報通信技術利用事業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 H29追加 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
課 税 免 除	離島振興対策実施地域 (江ノ川市 沖島)	昭和45年5月1日 ～ 延長 平成31年3月31日 平成29年3月31日	製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
課 税 免 除	離島振興対策実施地域 (江ノ川市 沖島)	昭和45年5月1日 ～ 延長 平成31年3月31日 平成29年3月31日	製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
課 税 免 除	離島振興対策実施地域 (江ノ川市 沖島)	昭和45年5月1日 ～ 延長 平成31年3月31日 平成29年3月31日	製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合
			製造業 旅館業 情報サービス業 有線放送業 インターネット付随 サービス業 等 農林水産物等販売業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税 (3年間) 法人 [0.3%] 個人 [5.0%] ～ 6.7%] ○不動産取得税 (課税年度) [家屋4% 土地3%] ○固定資産税 (3年間) [1.4%]	製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業 の用に供する特別償却設備を新設または増設し た場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を 超える場合

※農林水産物等販売業： 過疎地域または離島振興対策地域において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料
として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該地域以外の者に販売することを目的とする
事業

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 第1種特別償却設備 製造（ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。次条において同じ。）または旅館業（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業および簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。 (5) 省略 (6) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者および同法第68条の9第6項	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 第1種特別償却設備 製造（ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、<u>農林水産物等販売業</u>（<u>過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業</u>をいう。次条において同じ。）または<u>旅館業</u>（<u>旅館業法</u>（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、<u>旅館営業</u>および簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。 (5) 省略 (6) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（<u>租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項</u>

第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円) 以上のものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成29年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごととそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア その行う主たる事業が電気供給業、	第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円) 以上のものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成31年3月31日までの期間内に製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごととそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業または倉庫業の法人の場合 当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用または旅館業用の設備に係る固定資産の価額))	イ 省略
第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円) 以上のものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成29年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごととそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア その行う主たる事業が電気供給業、	第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円) 以上のものをいう。 (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成31年3月31日までの期間内に製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1) 事業税 法人については当該第1種特別償却設備を製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第1種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごととそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの ア その行う主たる事業が電気供給業、	イ 省略

(2)および(3) 省略 2～4 省略	5 第1項第1号の固定資産の価額および従業者の数ならびに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、法第72条の48第4項から第6項まで、第9項および第10項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。 (離島振興対策実施地域における県税の課税免除) 第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内にあって当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成29年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2および3 省略 (地方活力向上地域における県税の不均一課税) 第5条 第1項および第2項 省略 3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項および第10項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。 第6条および第7条 省略
-----------------------------------	--

(2)および(3) 省略 2～4 省略	5 第1項第1号の固定資産の価額および従業者の数ならびに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、法第72条の48第4項から第6項まで、第11項および第12項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。 (離島振興対策実施地域における県税の課税免除) 第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内にあって当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成31年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2および3 省略 (地方活力向上地域における県税の不均一課税) 第5条 第1項および第2項 省略 3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項および第12項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。 第6条および第7条 省略
-----------------------------------	--

